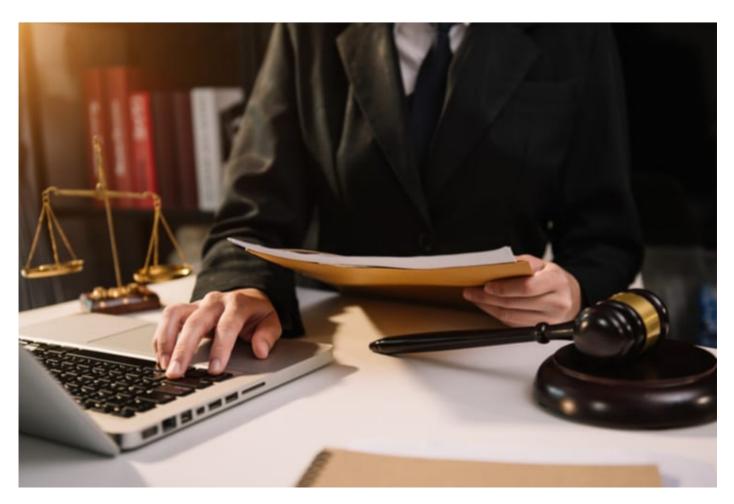


## 風評被害対策

# 誹謗中傷問題で提出する「被害届」等の書き方

●2020年09月24日 ●2020年09月24日 ■風評被害対策



SNSや匿名掲示板などインターネット上の誹謗中傷について、最近ニュース記事でよく目にするようになりました。議論をしているうちに言い過ぎてしまったというレベルではなく、相手の名誉を傷つける内容を長期間にわたり執拗に書き込むような悪質なケースも多く、芸能人やインフルエンサーなども被害にあったことを公

表しています。

**平日**10時-17時 03-6262-3248

□お問い合わせ

本記事では、誹謗中傷の被害を受けて警察に被害を申告する場合に、どのように被害届等を書けばよいのか詳 細に解説します。

### この記事の目次

- 1. 誹謗中傷に対して成立する犯罪
  - 1.1. 名誉毀損罪
  - 1.2. 侮辱罪
  - 1.3. 脅迫罪
- 2. 警察に対する申告
  - 2.1. 刑事告訴
  - 2.2. 被害届の提出
- 3. まとめ

# 誹謗中傷に対して成立する犯罪



インターネット上の誹謗中傷といっても内容は幅広く、すべての行為について同じ犯罪が成立するとは限りま せん。誹謗中傷について被害届を出す際には、まず自分が受けている被害がどの犯罪にあたるかを検討する必 要があります。

# 名誉毀損罪

まず検討されるのが名誉毀損罪です。名誉毀損については、民事上の慰謝料請求の理由にもなりますが、同時

平日10時-17時 03-6262-3248

□お問い合わせ

- 公然と
- 事実を適示し
- 人の名誉を毀損したこと

「公然と」とは、不特定または多数の人が閲覧できる状態でなされたことを意味します。インターネット上の 誹謗中傷であれば、基本的にはこの要件を満たすといえます。

「事実を適示し」というのは、単なる感想だけでなく具体的な事実を示して誹謗中傷がされたことを要します。より分かりやすくいうと、証拠によって真偽が確定できるようなものが「事実を適示」したものといえます。例えば、「かわいくない」などというのは、主観的な評価に過ぎないため、証拠によって真偽を確定できません。他方、「前科がある」などという誹謗中傷は、真偽を判断することができるため「事実を適示」したといえます。

もっとも、「事実を適示」したといえない場合でも、後で説明する侮辱罪にあたることはあるため注意が必要 です。

「人の名誉を毀損」したとは、人の社会的名誉が傷つけられたことをいいます。社会的名誉というのは社会的評価のことです。「前科がある」といった誹謗中傷は、それが虚偽である場合には、被害者が本来受けるべき評価を低下させます。

これに対し、気持ちを傷つけたというだけであれば、社会的評価を低下させたとまでは言いにくいことが多く、名誉毀損罪は成立しないこともあります。こちらも後述する侮辱罪には該当する可能性がありますので、 注意してください。

モノリス法律事務所

#### どんな誹謗中傷が名誉感情にあたるのか7つの具体例を解説

https://monolith-law.ip/reputation/malicious-slander-defamation-of-character-precedent ネット上で罵詈雑言を浴びせられれば、何とかしたいものだと考えるのが自然です。「名誉毀損」として訴えたいところですが、…

## 侮辱罪

名誉毀損罪が成立するためには、「前科がある」「不倫をしている」などといった具体的事実を適示したことが必要でした。このような事実の適示がない場合であっても、被害者の名誉感情が侵害されたときは、侮辱罪を検討しておく必要があります。

インターネットなど不特定多数の人が閲覧できる場所で、侮辱的な表現で揶揄されると、誰しも良い気持ちは しません。このようなケースでは、名誉感情を傷つけられたとして侮辱罪が成立することがあります。

モノリス法律事務所

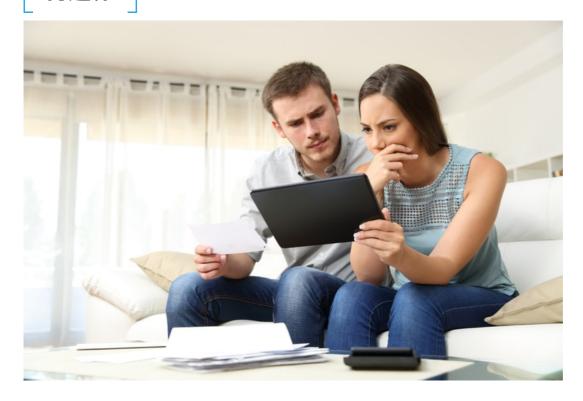
#### 名誉感情の侵害(侮辱罪)とは?週刊誌報道の事例等を解説

https://monolith-law.ip/reputation/honor-feelings-part1 名誉感情、すなわち人が自分自身の人格的価値について有する主観的評価も法律で保護されるべき利益であり、表現がはなはだし...

平日10時-17時 03-6262-3248

□お問い合わせ

## 脅迫罪



悪質な誹謗中傷として、被害者が身の危険を感じるようなものがあります。例えば、「殺すぞ」とか「不倫を ばらすぞ」といった内容のものです。このような誹謗中傷に関しては、脅迫罪が成立する可能性があります。

脅迫罪とは、生命、身体、自由、名誉または財産に対し害悪を加える旨を告知した場合に成立する犯罪です。 「殺す」という誹謗中傷は、生命や身体に対する害悪の告知にあたりますし、「不倫をばらす」というのは、 名誉に対する害悪の告知と評価できます。

モノリス法律事務所 1 user

#### ネットにおける誹謗中傷と脅迫罪

https://monolith-law.ip/reputation/intimidation-duress 脅迫というと、体格のいい屈強そうな男が怖い顔ですごんでいるイメージがあるのではないでしょう か。法務省「平成30年版犯罪...

# 警察に対する申告

インターネット上の誹謗中傷が何かしらの犯罪にあたる可能性がある場合、警察に対して申告をすることになります。方法としては、刑事告訴と被害届の提出があります。

## 刑事告訴

刑事告訴とは、犯罪の被害者などが捜査機関に対して犯罪が行われた事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいいます。名誉殴場罪は、刑事生訴がない限り埋否されない親告罪という類刑であるため、誹謗中傷に

平日10時-17時 03-6262-3248

□お問い合わせ

刑事告訴がされた場合、捜査機関には申告のあった犯罪について捜査する義務が発生します。これが、後述する「被害届の提出」とは大きく異なる点です。

このように捜査機関に捜査義務が発生するため、警察は刑事告訴を受け取らない傾向にあるといわれています。特に名誉毀損の場合には、被害者が用意した証拠その他の情報から名誉毀損であると判断することが難しいこともあり、刑事告訴を受け取ってもらうには相当の工夫が必要です。

一般的には、被害者本人が刑事告訴をするよりも、弁護士が代理で行う方が刑事告訴を受け取ってもらえる可能性が高いといえます。

刑事告訴を希望している場合には、早めに弁護士に相談しておくことをおすすめします。

## 被害届の提出

被害届とは、被害者が捜査機関に対して、犯罪による被害を受けたことを申告するものです。刑事告訴と異なり、被害届を受け取った捜査機関に捜査義務が発生するわけではないため、捜査機関が受け取ってくれる可能性は比較的高いといえます。したがって、刑事告訴が難しい場合には、まず被害届を提出しておくことも選択肢となります。

被害届に書くべき事項については、警察等の書式が用意されています。記載項目としては、次のようなものが あります。

- 被害者の住所・職業・氏名・年齢
- 被害の年月日時
- 被害の場所
- 被害の模様
- 被害金品
- 犯人の住居・氏名・人相・着衣・特徴等
- 遺留品その他参考となるべき事項

この中で重要なのは、被害の年月日時、被害の場所、被害の模様です。

「被害の年月日」としては、誹謗中傷のコメントが投稿された日時を記載します。この前提として、誹謗中傷の投稿はスクリーンショットを撮って保存しておくことが重要です。こうした証拠保全の方法についても、一定のノウハウが必要になるため、ネット関連のトラブルに強い専門の弁護士へ相談しましょう。

**日** モノリス法律事務所

#### 風評被害の記事削除後に投稿者特定はできるか

https://monolith-law.ip/reputation/identifving-contributors-after-deletion 弁護士の行う風評被害対策には、大きく分けて、風評記事の削除と、その記事を 投稿した人間の投稿者特定という二種類がありま...



平日10時-17時 03-6262-3248

☑ お問い合わせ

自 資料請求

「被害の模様」に関しては、実際の誹謗中傷の投稿のうち特に犯罪にあたりそうな部分を抜き出して具体的に 記載することになります。複数の誹謗中傷がある場合には、特に悪質なものをピックアップしておくと」 しょう。

# まとめ

悪質な誹謗中傷の書き込みは、名誉毀損や侮辱罪、脅迫罪といった様々な犯罪に該当ずる可能性があり、法的 措置が検討出来ます。

被害届を出したり刑事告訴を考えている場合には、まずは書き込まれた誹謗中傷について証拠を保全することが大切です。

警察への刑事告訴や被害届の提出については、本人から被害の申告をしてもなかなか受け付けてもらえないことが多いため、誹謗中傷の対応に慣れた専門の弁護士に対応依頼することをおすすめします。



カテゴリー: 風評被害対策

タグ: 侮辱罪 刑事告訴 名誉毀損 脅迫罪 被害届 風評被害対策: 内容別



## モノリス法律事務所

モノリス法律事務所は、IT・インターネット・ビジネスに強みを持つ、東京・大手町の法律事務所です。

## シェアする

**平日**10時-17時 03-6262-3248

☑ お問い合わせ

# 関連記事



#### 承諾なしでの写真等の公表と著作権の関係

風評被害対策



# 逮捕記事の削除と「忘れられる権利」「更生 を妨げられない利益」

風評被害対策



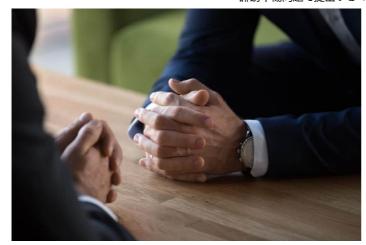
## プロバイダ責任制限法と送信防止措置請求を 解説

風評被害対策

**平日10時-17時** 03-6262-3248

☑ お問い合わせ

**宣資料請求** 



# プロバイダ責任制限法の送信防止措置請求 頼書の書き方とは

風評被害対策



## まとめサイトに法的責任はあるのか?「京ア 二事件」を読み解く

風評被害対策



# ネット上の誹謗中傷行為とプライバシーの侵害

風評被害対策

**平日10時-17時** 03-6262-3248

□お問い合わせ



ブラック企業と書かれたら名誉毀損で削除 きるか

風評被害対策



ネットで企業が誹謗中傷を受けた時の対応 は?信用毀損罪とは

風評被害対策



名誉毀損とは?ネット上の誹謗中傷を訴えるのに必要な3要件を解説

風評被害対策

**平日**10時-17時 03-6262-3248

□お問い合わせ

誹謗中傷の「法的措置」とは?弁護士が解説

PINKちゃんねるの悪質なコメント投稿者を特定する方法

#### サイト内を検索

### タグ

2ちゃんねる 5ちゃんねる eスポーツ Facebook Instagram IPアドレス

IT・ベンチャー:契約書 IT技術 M&A Twitter YouTube YouTuber YouTuber:動画作成

YouTuber:契約書 なりすまし ウェブサービス・アプリ関連 ゲーム関連 システム開発

パブリシティ権 ビジネスモデルの適法化 ブロックチェーン プライバシー

プロジェクトマネジメント 不正アクセス 労働問題(会社側・使用者側) 医事法関連 口コミ

名誉毀損 契約書 弁護士費用 投稿者の特定 投資契約 損害賠償請求 景品表示法

株式・増資 準委任契約 知的財産権 肖像権 著作権 記事削除 誹謗中傷 請負契約

風評被害対策:サイト別 風評被害対策:企業 風評被害対策:内容別

### 最近の記事

#### 慶応大学の情報漏洩に学ぶ危機管理と弁護士の役割

#### 65万件の情報漏えい東建コーポ事例に学ぶ危機管理と弁護士の役割

**平日**10時-17時 03-6262-3248

□お問い合わせ

**自資料請求** 

著作権侵害の「ファスト映画」 YouTubeに掲載された場合の法的措置は?
東芝の不正会計問題を分析 ブランドイメージの毀損を防ぐ危機管理とは
【まとめ】eスポーツ参入企業の要注意点を解説 法律違反にならないために
社外取締役の責任限定契約とは?契約書のひな形を解説
偽装派遣にならないための「SES契約」のチェックポイント
VTuberチャンネルの事業譲渡契約書の要チェックポイント
週間人気記事
「2ちゃんねる」と「5ちゃんねる」は何が違うのか
2ちゃんねるや5ちゃんねるに投稿された個人情報の検索方法と対処法
平日10時-17時

□お問い合わせ

https://monolith-law.jp/reputation/slandering-damage-report

03-6262-3248

11/15

**宣資料請求** 

YouTu	beのコメント投	稿者を特定する	る方法と弁護士	費用の相切		
好き嫌	iい.comで誹謗中	傷された場合の	の投稿者特定方	法		
YouTu	beの動画やサム	ネイルで著作材	権物を使う際の	注意点		
商品紹	介動画の公開や	商品批判はどる	こまで許される	のか		
YouTu	beで未成年が収	益化した場合、	親が知ってお	くべき法的	カリスクとは?	
防犯力	メラはプライバ	シー侵害?遵守	守すべきガイド	ラインと》	注意点	
名誉毀	損とは?ネット	上の誹謗中傷を	を訴えるのに必	要な3要件	を解説	
会社が	退職する労働者	の「有給買取」	を行う場合に	注意したい	い「書面」の内容の	とは
_ + ノ づ						
<b>平日</b> 10時-17時 03-6262-324		⊠お	問い合わせ		<b>宣資料</b>	請求

平日10時-17時 03-6262-3248	☑ お問い合わせ	自資料請求
2010年10日		
2019年11月		
2019年12月		
2020年1月		
2020年2月		
2020年3月		
2020年4月		
2020年5月		
2020年6月		
2020年7月		
2020年8月		
2020年9月		
2020年10月		
2020年11月		
2020年12月		
2021年1月		
2021年2月		
2021年3月		
2021年4月		
2021年5月		
2021年6月		
2021年7月		

03-6262-3248

## Head Office

東京都千代田区大手町2丁目6-1 朝日生命大手町ビル21階

#### Contacts

Phone: 03-6262-3248 お問い合わせはこちら

## Representative

弁護士法人モノリス法律事務所 東京弁護士会

**平日**10時-17時 03-6262-3248

2021/8/28

2019年8月

2019年7月

2019年6月

2019年5月

2019年4月

2019年3月

2019年2月

□お問い合わせ

**自資料請求** 

Copyright © 2018 - 2021 Monolith Law Office | All Rights Reserved

**平日**10時-17時 03-6262-3248

□お問い合わせ

**宣資料請求**